

令和3年 5 月 6 日開会

令和3年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和3年5月開会会議議案

(1)

## 議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 1 号	令和 3 年度宮古市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 号	令和 3 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 号	令和 3 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	遊覧船建造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第1号

令和3年度宮古市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度宮古市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,876,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月6日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)			
会計	一般会計				
	款	項	補正前の額	補正額	計
19	繰入金		2,072,991	12,000	2,084,991
		1 基金繰入金	2,072,991	12,000	2,084,991
補正されなかった款項にかかる額			29,791,548		29,791,548
** 歳入合計 **			31,864,539	12,000	31,876,539

2 歳出		(単位・千円)			
会計	一般会計				
	款	項	補正前の額	補正額	計
3	民生費		10,183,428	12,000	10,195,428
		1 社会福祉費	5,431,975	12,000	5,443,975
補正されなかった款項にかかる額			21,681,111		21,681,111
** 歳出合計 **			31,864,539	12,000	31,876,539

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金	目	補正前の額	補正額	計
		2 市勢振興基金繰入金	103,000	12,000	115,000
		** 計 **	2,072,991	12,000	2,084,991

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		6 医療給付費	1,838,555	12,000	1,850,555				12,000
		** 計 **	5,431,975	12,000	5,443,975				12,000

(単位・千円)

節		金額	説明
区	分		
1	市勢振興基金繰入金	12,000	市勢振興基金繰入金 12,000

(単位・千円)

内 訳 一般 財 源	節		説明
	区	分	
	27	繰出金	12,000 国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 12,000

議案第2号

令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月6日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	国民健康保険事業勘定特別会計			
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,015,334	△15,000	1,000,334
	1 国民健康保険税	1,015,334	△15,000	1,000,334
3 県支出金		4,846,858	3,000	4,849,858
	1 県補助金	4,846,858	3,000	4,849,858
5 繰入金		607,251	12,000	619,251
	1 他会計繰入金	607,250	12,000	619,250
補正されなかった款項にかかる額		6,371		6,371
** 歳入合計 **		6,475,814		6,475,814

2 歳出		(単位・千円)		
会計	国民健康保険事業勘定特別会計			
款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった款項にかかる額		6,475,814		6,475,814
** 歳出合計 **		6,475,814		6,475,814



歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 1 国民健康保険税 1 国民健康保険税			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,015,124	△15,000	1,000,124
	** 計 **	1,015,334	△15,000	1,000,334

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 県支出金 1 県補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 保険給付費等交付金	4,837,198	3,000	4,840,198
	** 計 **	4,846,858	3,000	4,849,858

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 5 繰入金 1 他会計繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	607,250	12,000	619,250
	** 計 **	607,250	12,000	619,250

節		金額	説明	
区	分			
1	医療給付費分現年課税分	△10,000	医療給付費分現年課税分	△10,000
3	後期高齢者支援金分現年課税分	△3,000	後期高齢者支援金分現年課税分	△3,000
5	介護納付金分現年課税分	△2,000	介護納付金分現年課税分	△2,000

節		金額	説明	
区	分			
2	特別交付金	3,000	特別交付金	3,000

節		金額	説明	
区	分			
1	一般会計繰入金	12,000	一般会計繰入金	12,000

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 1 医療給付費分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者医療給付費分納付金	1,055,595		1,055,595		2,000		8,000
		** 計 **	1,055,596		1,055,596		2,000		8,000

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 2 後期高齢者支援金等分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	329,497		329,497		600		2,400
		** 計 **	329,498		329,498		600		2,400

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 3 国民健康保険事業費納付金 3 介護納付金分納付金	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特定財源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 介護納付金分納付金	94,963		94,963		400		1,600
		** 計 **	94,963		94,963		400		1,600

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△10,000			(財源補正)
△10,000			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△3,000			(財源補正)
△3,000			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△2,000			(財源補正)
△2,000			

議案第3号

令和3年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月6日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位・千円)		
会計	介護保険事業特別会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
1	介護保険料	1,242,054	△5,000	1,237,054
	1 介護保険料	1,242,054	△5,000	1,237,054
4	国庫支出金	1,651,266	1,000	1,652,266
	2 国庫補助金	547,396	1,000	548,396
8	繰入金	1,092,063	4,000	1,096,063
	2 基金繰入金	13,256	4,000	17,256
補正されなかった款項にかかる額		2,605,516		2,605,516
** 歳入合計 **		6,590,899		6,590,899

2 歳出		(単位・千円)		
会計	介護保険事業特別会計	補正前の額	補正額	計
款	項			
補正されなかった款項にかかる額		6,590,899		6,590,899
** 歳出合計 **		6,590,899		6,590,899

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 介護保険料 1 介護保険料			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 第1号被保険者保険料	1,242,054	△5,000	1,237,054
	** 計 **	1,242,054	△5,000	1,237,054

会計 款 項	介護保険事業特別会計 4 国庫支出金 2 国庫補助金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 調整交付金	430,563	1,000	431,563
	** 計 **	547,396	1,000	548,396

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 2 基金繰入金			
	目	補正前の額	補正額	計
	1 財政調整基金繰入金	13,256	4,000	17,256
	** 計 **	13,256	4,000	17,256

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 2 保険給付費 1 介護サービス費							
	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他
	1 居宅介護サービス給付費	2,046,000		2,046,000	1,000			4,000
	** 計 **	5,685,861		5,685,861	1,000			4,000

(単位・千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度特別徴収分		△4,600	現年度分 △4,600
2 現年度普通徴収分		△400	現年度分 △400

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		1,000	現年度分 1,000

節		金額	説明
区分			
1 財政調整基金繰入金		4,000	財政調整基金繰入金 4,000

(単位・千円)

内訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			(財源補正)
△5,000			
△5,000			



議案第4号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年宮古市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第2条 <u>令和元年度分から令和3年度分までの国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>感染症の影響により納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者の各年（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税については令和2年、令和3年度分の国民健康保険税については令和3年。以下同じ。）における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの額が減少し、又は減少することが見込まれ、その減少額又は減少見込額（保険金、損害賠償等により補填された、又は補填されるべき金額を控除した額）が、各年の前年中における当該事業収入等の額の10分の3以上である場合で、同年中の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である場合（当該合計所得金額のうち減少した、又は減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える場合を除く。）</u> 当該納税義務者及びその世帯に属する全ての被保険者について算定し</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第2条 <u>令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</u></p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>感染症の影響により納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの額に減少が見込まれ、その減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上である場合で、同年中の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である場合（当該合計所得金額のうち減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える場合を除く。）</u> 当該納税義務者及びその世帯に属する全ての被保険者について算定した国民健康保険税の額の合計額に、当該合計額の算定の根拠となった全ての被保険者の令和元年中における合計所得金額に占める減少が見込まれる事業収入等に係る同年中の所得金額の割合を乗じて得</p>

た国民健康保険税の額の合計額に、当該合計額の算定の根拠となった全ての被保険者の各年の前年中における合計所得金額に占める減少した、又は減少が見込まれる事業収入等に係る同年中の所得金額の割合を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

各年の前年の合計所得金額	減免の割合
[略]	

(3) [略]

た額に次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

令和元年の合計所得金額	減免の割合
[略]	

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例第2条の規定は、令和3年4月1日以後に行われる国民健康保険税の減免について適用し、同日前に、この条例による改正前の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免に関する条例第2条の規定により行われた国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

令和3年5月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

### 理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免の期間の延長をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 5 号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例（令和 2 年宮古市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前	
(保険料の減免)			(保険料の減免)	
<p>第 2 条 令和元年度分から令和 3 年度分までの保険料のうち、令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 感染症の影響により第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の各年（令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料については令和 2 年、令和 3 年度分の保険料については令和 3 年。以下同じ。）における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの額が減少し、又は減少することが見込まれ、その減少額又は減少見込額（保険金、損害賠償等により補填された、又は補填されるべき金額を控除した額）が、各年の前年中における当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上である場合（同年中の合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。）のうち減少した、又は減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が 400 万円を超える場合を除く。） 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の各年の前年中における合計所得金額に占める減少した、又は減少が見込まれる事業収入等に係る同年中の所得金額の割合に次の表の左欄に掲げる収入年について、中欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免の割合を乗じて得た割合</p>			<p>第 2 条 令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料のうち、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 感染症の影響により第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和 2 年における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの額に減少が見込まれ、その減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、令和元年中における当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上である場合（同年中の合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。）のうち減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が 400 万円を超える場合を除く。） 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年中における合計所得金額に占める減少が見込まれる事業収入等に係る同年中の所得金額の割合に次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免の割合を乗じて得た割合</p>	
収入年	合計所得金額	減免の割合	合計所得金額	減免の割合
令和元年	200 万円以下の 場合	10 分の 10	200 万円以下の場合	10 分の 10

	<u>200万円を超える</u> る場合	<u>10分の8</u>	<u>200万円を超える場</u> 合	<u>10分の8</u>
令和2年	<u>210万円以下の</u> 場合	<u>10分の10</u>		
	<u>210万円を超え</u> る場合	<u>10分の8</u>		
(3)	[略]		(3)	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例第2条の規定は、令和3年4月1日以後に行われる介護保険料の減免について適用し、同日前に、この条例による改正前の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関する条例第2条の規定により行われた介護保険料の減免については、なお従前の例による。

令和3年5月6日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険料の減免の期間の延長等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

遊覧船建造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

遊覧船建造工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宮古市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 遊覧船建造工事
- 2 納入場所 宮古市日立浜町地内
- 3 契約金額 217,800,000円
- 4 請負者 住所 岩手県下閉伊郡山田町中央町11番14号  
氏名 株式会社ティエフシー  
代表取締役 神原 潤

令和3年5月6日提出

宮古市長 山本正徳

理由

遊覧船建造工事の請負契約を締結しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

## 参考資料

### 工事の概要

- 1 工事名 遊覧船建造工事
- 2 納入場所 宮古市日立浜町地内
- 3 工期 令和3年5月7日から令和4年5月31日まで
- 4 主な建造仕様内容
  - (1) 建造工事内容 遊覧船1艘の設計及び建造工事
  - (2) 用途 旅客船(平水区域)
  - (3) 寸法 18.80m×5.40m×1.85m
  - (4) 総トン数 19トン
  - (5) 形状 双胴船
  - (6) 船質 アルミニウム合金
  - (7) 定員 旅客80名(1階50名/2階30名)、船員3名
  - (8) 主機関 230馬力×2基
  - (9) 速度 最大速度/14ノット  
航海速度/12ノット
  - (10) 装備 ユニバーサルデザイン(客室、展望デッキ等)  
バリアフリー設備(トイレ、車いす用リフター等)